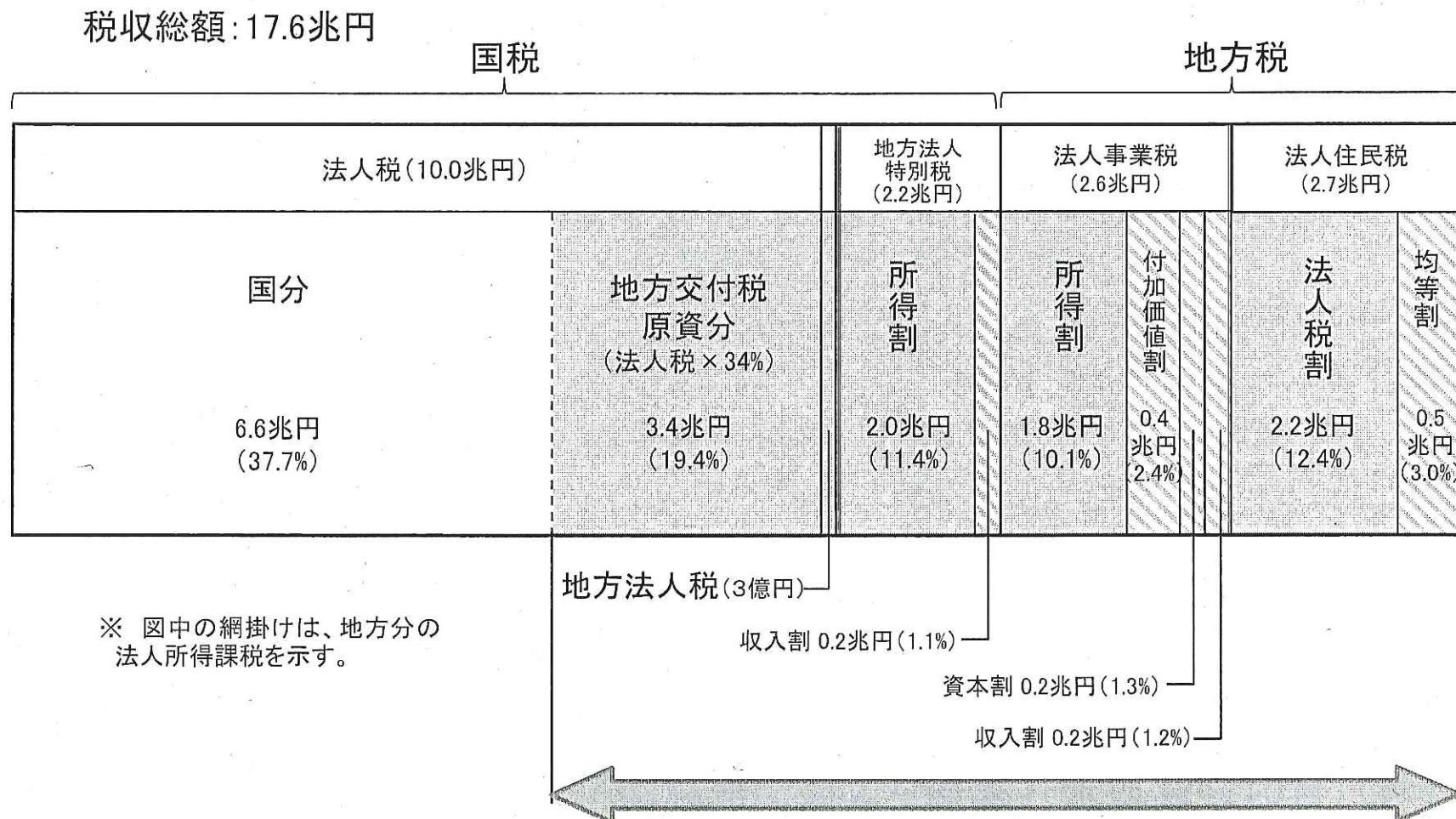


## 法人関係税の国・地方の配分

< 税収 >

※ 平成26年度予算・地方財政計画ベース

国・地方を通じる法人関係税収の6割強は地方財源である。



地方分 10.9兆円(全体の **62.3%**)

## 全国知事会「平成26年度税財政等に関する提案」(平成25年10月)(抄)

### ○ 成長戦略の展開による地方財政への影響

先般、閣議決定された成長戦略「日本再興戦略」において「思い切った投資減税で法人負担を軽減すること」が明記され、今後、その制度設計が検討されることになるが、国税である法人税は、その一定割合が交付税原資であるほか、法人住民税法人税割の課税標準でもあり、また法人事業税についても所得割の課税標準である所得等が法人税の所得の計算の例により算定されることから、その軽減による地方財政への影響が懸念されるところである。

このため、成長戦略に基づく投資減税等法人税の引下げを行う場合には、地方の歳入に影響を与えることのないよう、地方交付税の法定率の引上げや他の地方税の充実等の代替措置により、必要な地方税財源を確保すべきである。

### ○ 地方法人課税の堅持及び外形標準課税制度の拡充等

地方法人課税は、法人の事業活動を支える地方団体からの様々な行政サービス等に対して法人が応分の負担をするという大原則に基づくものであり、地方団体の重要な財源である地方法人課税についての安易な縮減などの議論は受け入れられるものではない。また、景気動向に配慮しつつ、法人事業税の応益課税としての性格の明確化や税収の安定化の観点から、対象法人の資本金要件の見直しや付加価値割の拡大、課税標準である「資本金等の額」の企業実態の適切な反映など、外形標準課税制度の拡充・見直しを検討すべきである。

## 4. 平成27年度税制改正に向けた主な課題



## 法人実効税率のあり方

法人実効税率のあり方について検討を行った。わが国経済の競争力の向上のために様々な対応を行う中で、法人実効税率を引き下げる環境を作り上げることも重要な課題である。その場合、税制の中立性や財政の健全化を勘案し、ヨーロッパ諸国でも行われたように政策減税の大幅な見直しなどによる課税ベースの拡大や、他税目での增收策による財源確保を図る必要がある。また、産業構造や事業環境の変化の中で、法人実効税率引下げと企業の具体的な行動との関係や、現在の法人課税による企業の税負担の実態も踏まえ、その政策効果を検証することも重要である。こうした点を踏まえつつ、法人実効税率のあり方について、引き続き検討を進める。

## 地方法人課税の偏在是正

消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

## 車体課税の見直し

### ① 自動車取得税の廃止

自動車取得税は、消費税率10%への引上げ時(平成27年10月予定)に廃止する。そのための法制上の措置は、消費税率10%段階における他の車体課税に係る措置と併せて講ずる。

### ② 自動車税の環境性能課税

消費税率10%段階において、平成25年度与党税制改正大綱を踏まえ、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する環境性能課税(環境性能割)を、自動車税の取得時の課税として実施することとし、平成27年度税制改正で具体的な結論を得る。その大要は、以下のとおりとする。

イ 課税標準は取得価額を基本とし、控除及び免税点のあり方等について併せて検討する。税率は、省エネ法に基づく燃費基準値の達成度に応じて、0~3%の間で変動する仕組みとする。具体的な燃費基準値達成度の税率への反映方法等については、省エネ法に基づく平成32年度燃費基準への円滑な移行を視野に入れて検討を行う。

ロ 環境性能課税の収支規模は、平均使用年数を考慮した期間において、他に確保した安定的な財源と合わせて、地方財政へは影響を及ぼさない規模を確保するものとする。

ハ 自動車税(排気量割)のグリーン化特例については、環境性能割の導入時に、環境性能割を補完する趣旨を明確化し、環境性能割非課税の自動車に対象を重点化した上で、軽課を強化する。

ニ 環境性能課税及びグリーン化特例の制度設計に当たっては、幅広い関係者の意見を聴取しつつ、技術開発の動向等も踏まえて、一層のグリーン化機能が発揮されるものとなるよう、検討するものとする。

### ③ 軽自動車税におけるグリーン化

軽自動車税においてもグリーン化を進める観点から、最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、平成28年度から約20%の重課を行うこととし、併せて軽課についても検討を行うこととする。

## 平成27年度税制改正に向けた主な課題 ② 一平成26年度 与党税制改正大綱より抜粋一

### 固定資産税の償却資産課税に関する税制措置

設備投資促進を目的とした固定資産税の償却資産課税に関する税制措置については、固定資産税が基礎的自治体である市町村を支える安定した基幹税であることを踏まえ、政策目的とその効果、補助金等他の政策手段との関係、新たな投資による地域経済の活性化の効果、市町村財政への配慮、実務上の問題点など幅広い観点から、引き続き検討する。

### 地方の地球温暖化対策に関する財源の確保

わが国は、本年11月に開催された気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)において、2020年の温室効果ガス削減目標を、2005年比で3.8%減とすることを表明した。この目標を確実に達成するためには、排出抑制対策と森林吸収源対策の両面から、多様な政策への取組みを推進していかなければならない。

こうした中、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置を講じているが、この税収はエネルギー起源CO<sub>2</sub>排出抑制のための諸施策の実施のための財源として活用することとなっている。

一方、森林吸収源対策については、国土保全や地球温暖化防止に大きく貢献する森林・林業を国家戦略として位置付け、造林・間伐などの森林整備を推進することが必要であるが、安定的な財源が確保されていない。このため、税制抜本改革法第7条の規定に基づき、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する財源の確保について、財政面での対応、森林整備等に要する費用を国民全体で負担する措置等、新たな仕組みについて専門の検討チームを設置し早急に総合的な検討を行う。

### 消費税の軽減税率制度

消費税の軽減税率制度については、「社会保障と税の一体改革」の原点に立って必要な財源を確保しつつ、関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率10%時に導入する。

このため、今後、引き続き、与党税制協議会において、これまでの軽減税率をめぐる議論の経緯及び成果を十分に踏まえ、社会保障を含む財政上の課題とあわせ、対象品目の選定、区分経理等のための制度整備、具体的な安定財源の手当、国民の理解を得るためのプロセス等、軽減税率制度の導入に係る詳細な内容について検討し、平成26年12月までに結論を得て、与党税制改正大綱を決定する。

## 【4① 地方法人課税の偏在是正】

### 平成26年度与党税制改正大綱(地方法人課税の偏在是正)

#### [消費税率8%段階]

- 地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人住民税法人税割の一部を地方交付税原資化

##### 1. 法人住民税法人税割の税率の改正

[ ]: 制限税率

(都道府県分) 5.0% [ 6.0%] → 3.2% ( $\Delta 1.8\%$ ) [ 4.2%]  
(市町村分) 12.3% [14.7%] → 9.7% ( $\Delta 2.6\%$ ) [12.1%]

##### 2. 地方法人税(仮称)の創設

- ・ 法人住民税法人税割の引下げ分を規模とする国税(国が賦課徴収)
- ・ 法人税額を課税標準とし、税率は4.4%(法人住民税の税率引下げ分相当)
- ・ 税収全額を交付税特会に直接繰り入れ、地方交付税原資化

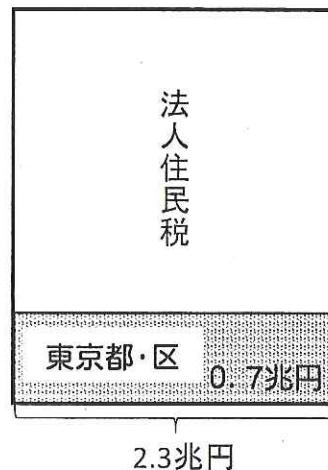
- 偏在是正により生じる財源(不交付団体の減少分)を活用して地方財政計画に歳出を計上
- 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に復元

#### [消費税率10%段階]

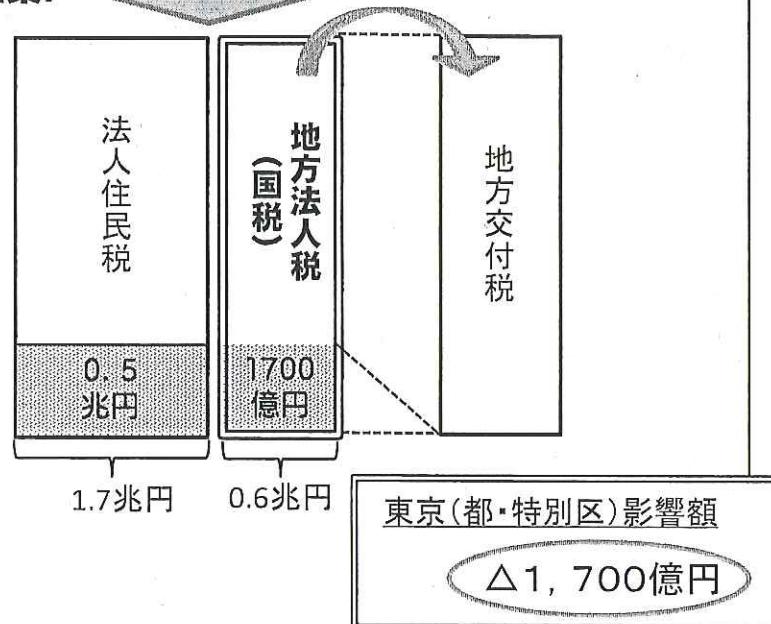
- 消費税率10%段階においては、法人住民税法人税割の地方交付税原資化をさらに進める。また、地方法人特別税・譲与税を廃止するとともに現行制度の意義や効果を踏まえて他の偏在是正措置を講ずるなど、関係する制度について幅広く検討を行う。

## 法人住民税の交付税原資化及び地方法人特別税の見直し

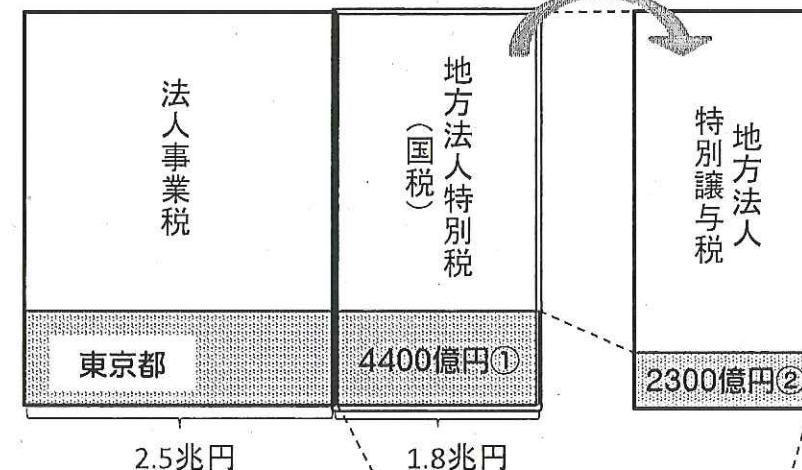
### 法人住民税の交付税原資化



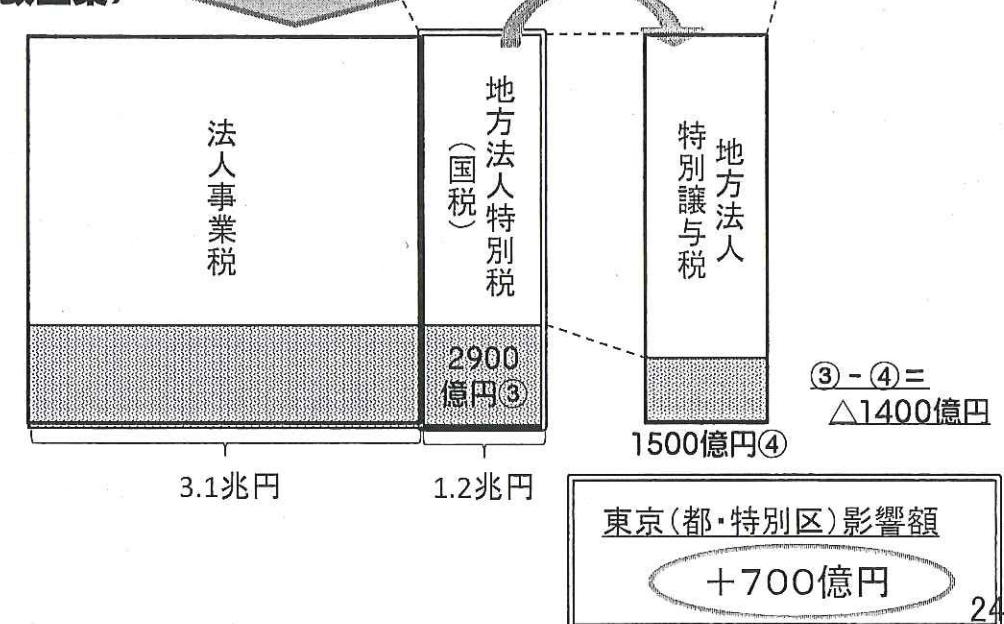
(改正案)



### 地方法人特別税・譲与税



(改正案)



## 【4② 車体課税】

### 車体課税見直しの概要

…法律事項

…大綱事項

消費税率8%時

(H26.4)

消費税率10%時

(H27.10予定)

(H28.4)

自動車取得税

税率引下げ

- ・登録車: 5% → 3%
  - ・軽自動車・営業用車: 3% → 2%
- エコカー減税の拡充

廃止

(今後法制化)

自動車税

(軽課)基準切替と重点化

(重課)経年車重課の強化

- ・概ね10%重課 → バス・トラックを除き  
概ね15%重課

環境性能課税の導入(今後法制化)

- ・課税標準は取得価額を基本
- ・燃費に応じて税率を変動
- ・地方財政へ影響を及ぼさない税収規模を確保

自動車税(排気量割)のグリーン化特例は、  
環境性能課税の非課税車に対象を重点化し、  
軽課を強化(今後法制化)

軽自動車税

税率引上げ

- 軽四輪車等及び小型特殊自動車  
・自家用乗用は1.5倍、その他の区分は  
約1.25倍に引上げ(軽四輪車等につ  
いては平成27年度以降に新規取得さ  
れる新車から適用)
- 二輪車等  
・約1.5倍に引上げ(最低2,000円)

経年車重課の導入

- ・軽四輪車等について  
概ね20%重課

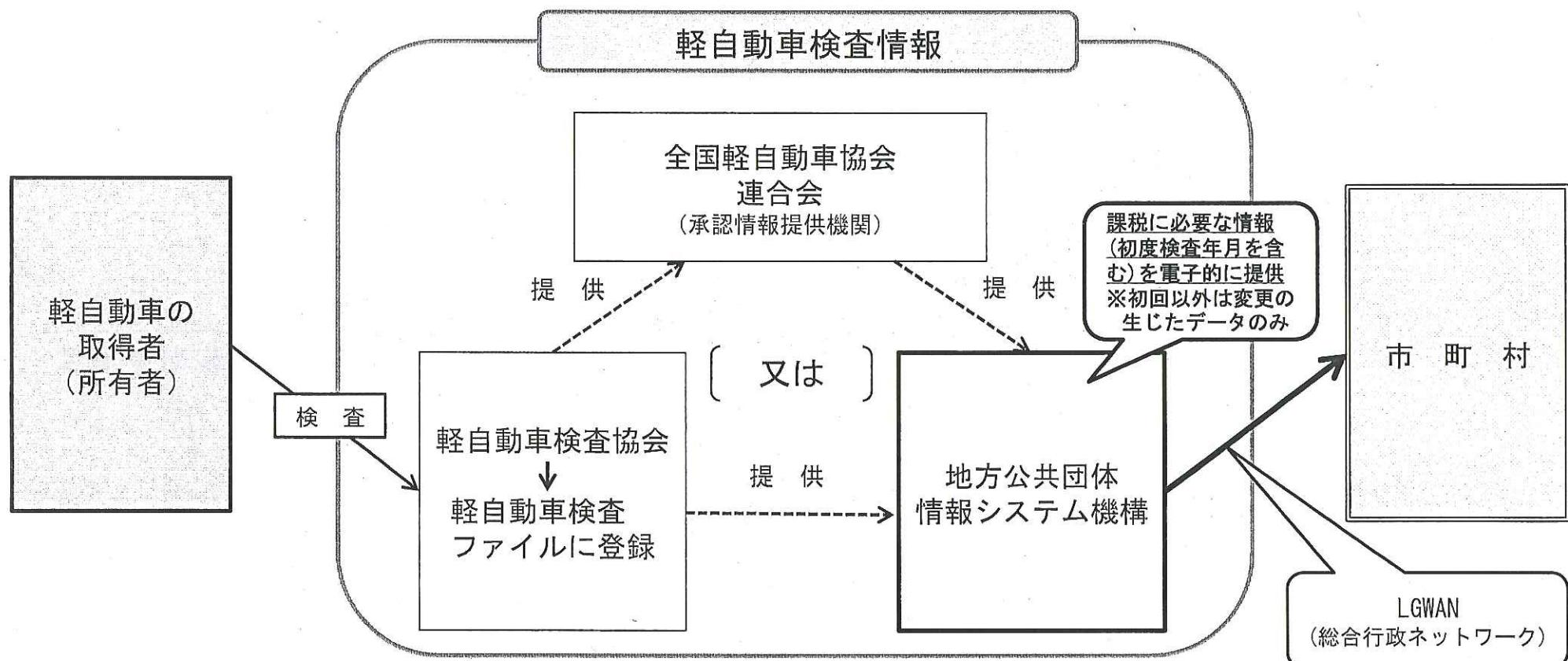
軽課の導入

(今後法制化)

## 改正後の軽自動車税の課税事務における課題

- 三輪以上の軽自動車に係る改正後の標準税率の適用(平成27年度分から)及び経年車重課の実施(平成28年度分から)に当たっては、課税当局において、初度検査年月(=初めて車両番号の指定を受けた月)を把握する必要。
- 初度検査年月を含む軽自動車の検査情報については、道路運送車両法第74条の3の規定により軽自動車の検査事務を行うこととされている軽自動車検査協会が軽自動車検査ファイルに記録。  
→ 軽自動車検査協会の保有する検査情報を市町村に提供するシステムの構築が必要。

### 【軽自動車に係る検査情報の提供システム（案）】



## 軽自動車に係る検査情報の提供システムの導入についての市町村あて意見照会

軽自動車に係る検査情報の提供システムの導入については、「軽自動車に関する検査情報の提供システムの導入について」（平成26年4月11日付け事務連絡）により、現在、各市区町村あて、意見照会を行っているところ（平成26年4月24日締切り）。

今後、意見照会の結果を踏まえて、関係機関等と必要な調整を進めることとしている。

### （事務連絡の内容）

- 平成26年度改正による引上げ後の標準税率については、中古車であっても平成27年4月1日以降に初めて車両番号の指定を受けた軽四輪車等は対象となること。
- 経年車重課は、軽四輪車等の車齢データが必要になることから、個車ごとに、初めて車両番号の指定を受けた年月（初度検査年月）を把握する必要があること。
- その手法として、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第74条の3の規定により軽自動車の検査に関する事務を行うこととされている軽自動車検査協会の保有する軽四輪車等に係る検査情報を市区町村に提供するシステムの構築等について、関係機関と調整を開始したこと。
- 当該システムについては、全都道府県が参加している自動車税における自動車登録情報分配に関するシステムを参考として構築しようとするもので、できるだけ多くの市区町村、可能であれば全市区町村が参加することによって、経費等の面も含めてより効率的な運用が行えるものと考えており、特に、軽四輪車等の市区町村間の異動情報の提供に関しては、このことが重要になると想っているところ。

## 【4③ 償却資産課税】

### 償却資産課税に係る地方6団体等の意見

団体名	意見
<b>地方六団体</b> 「平成26年度予算概算要求等について」(25年10月)	<b>地方税源の確保等</b> 固定資産税は、市町村の税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、 <u>国の経済対策等の観点から償却資産課税の削減を行うべきではなく、現行制度を堅持すること。</u>
<b>全国知事会</b> 「平成26年度税財政等に関する提案」(25年10月)	<b>各論Ⅰ 9 固定資産税の安定的確保</b> 固定資産税については、地方団体の重要な基幹税目であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、様々な軽減措置を見直すことなどにより、その安定的確保を図ること。また、 <u>償却資産に係る固定資産税については、償却資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して課するものとして定着しており、創意工夫により地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の経済対策のために削減するようなことはすべきではなく、現行制度を堅持すること。</u>
<b>全国市長会</b> 「都市税財源の充実強化に関する決議」(25年11月)	<b>1. 地方税財源の充実強化（4）</b> 固定資産税は、市町村税収の大宗を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、引き続き、その安定的確保を図ること。とりわけ、 <u>償却資産に対する課税については、国の経済対策等の観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではなく、現行制度を堅持すること。</u>
<b>全国町村会</b> 「平成26年度税制改正に関する要望」(25年11月)	<b>4. 固定資産税の安定的確保</b> 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるようにすること。特に、 <u>土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、町村の重要な財源であり、国の経済対策等の手段として見直されることとなれば、町村の財政に多大な支障を生じることから、現行制度を堅持すること。</u>
<b>全国市議会議長会</b> 「地方税財源の充実確保に関する決議」(25年11月)	<b>1. 平成26年度税制改正（1）</b> 固定資産税は、市町村の基幹税であるため、その安定的確保を図ること。特に、 <u>償却資産に係る固定資産税は、税収が1.6兆円程度で安定的に推移しており、仮に廃止・縮小されるようなことがあれば、市町村の財政に多大な影響が生じることから、「機械及び装置」に係る課税を含め現行制度を堅持すること。</u>
<b>全国町村議会議長会</b> 「町村税財源の充実強化に関する特別決議」(25年11月)	<b>3 固定資産税における償却資産については、資産の保有と市町村の行政サービスとの受益の関係に着目して課税されるものであり、事業の用に供している限り、一定の価値が存することから、現行制度を堅持すること。</b>
<b>指定都市市長会</b> 「平成26年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請」(25年9月)	<b>償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持</b> (中略) 償却資産に対する固定資産税は、償却資産の所有者が事業活動を行うに当たり、市町村の行政サービスを享受していることに着目して課税しているものであり、市町村全体で約1兆6,000億円に上る貴重な安定財源となっていることから、その <u>廃止などの抜本的見直しは市町村財政の根幹をゆるがすものである</u> 。また、 <u>償却資産のうち「機械及び装置」に係る固定資産税の税収は、市町村全体で約5,600億円となっており、仮に新規取得分に限り非課税措置などを講じた場合においても、市町村の財政基盤が大きく損なわれ、安定的な行政サービスの提供に多大な支障が生じかねない</u> 。したがって、 <u>償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策などの観点からの見直しを行わなくてはならない</u> 。
<b>中核市市長会 全国特例市市長会</b> 「平成26年度税制改正に関する緊急要請」(25年9月)	<b>1 償却資産に対する固定資産税の現行制度の堅持について</b> (中略) 固定資産税は市税収入のうち大きな割合を占めており、その一部となる <u>償却資産への課税に係る税収についても、安定的な行政サービスの提供に欠くことのできない重要なものである</u> 。また、 <u>中核市や特例市など、一定以上の行政規模を備えた地方自治体は、その行政区画に多くの工場等が立地しており、見直しによって多大な影響を受けることとなる</u> 。これらのことを踏まえ、 <u>償却資産に対する固定資産税については、国の経済対策等の観点からの見直しを行わず、現行制度を堅持すること。</u>

## 固定資産税に対する地方財政審議会意見（平成25年11月22日）

### ○「平成26年度地方税制改正等に関する地方財政審議会意見」（抄）

#### 第二 平成26年度地方税制改正等への対応

##### 4 固定資産税のあり方

###### (1) 償却資産に対する固定資産税

（中略）

そもそも固定資産税は、固定資産の保有と市町村の行政サービスとの受益関係に着目して、応益原則に基づき、資産価値に応じて所有者に課する財産税である。シャウプ勧告に基づき、市町村の独立税として創設されたものであり、市町村の基礎的行政サービスを支える非常に重要な基幹税である。

そのうち償却資産に対する固定資産税は、制度発足以来、企業等が事業活動を行うに際して、当該事業に対する市町村からの受益度を示すものとして、事業用の土地や家屋と一緒に課税客体とすることが適当との考え方で課税されているものであり、市町村の安定的な自主財源として定着している。

（中略）

租税を経済政策の手段として活用することについては、真に必要な場合に限るべきである。仮に、国の経済政策の一環として租税特別措置を講じる場合には、基本的には国税で対応すべきであり、国が地方税を活用することは慎重でなければならない。様々な創意工夫で産業振興や地域活性化に取り組んでいる市町村の貴重な自主財源を、国の政策のために奪うようなことは、地方税財源を充実させて地方分権を推進するとの基本的方向性からも逆行している。

固定資産税は、1.4%という低い税率で、資産を保有する期間毎年度課税するものである。投資を促進するという政策目的から固定資産税の軽減措置を講じても、強い投資促進効果を産むのか疑問がある。さらに、企業の経常的な更新投資なども対象になってしまいなど、投資促進との政策目的に比して効果的・効率的な手段であるとは言い難い。

なお、償却資産には、「構築物」、「機械及び装置」、「工具・器具及び備品」等の区分があるが、そのうち関係省庁からの要望内容の1つとして出されている「機械及び装置」のみに広く特例措置を講じることは、税制上の合理性を欠く。さらに、企業から申告された資産区分の確認等に当たって、市町村の税務実務上の困難も生じかねないと考える。

これらの問題点に加えて、償却資産に対する固定資産税については、平成23年度で約1.6兆円にのぼる税額となっており、個々の市町村で見ても税収の大半を償却資産税収が占めるような団体もあるなど、その財源的な重要性が極めて大きい。以上指摘した問題点と市町村にとって重要な財源となっていることから見て、これを廃止・縮減することは不適当である。



## 5. 固定資産の評価替え



## 平成27年度の評価替えについて

平成27年度固定資産の評価替えに関する留意事項については、平成25年6月14日付け総税評第14号で通知。当該通知に留意の上、評価替えに係る事務が円滑に進められるよう適切な対応をお願いしたい。

また、再建築費評点基準表（案）、非木造家屋経年減点補正率基準表（案）等については、平成26年3月28日に地方財政審議会第29回固定資産評価分科会において了承され、3月31日から4月30日までパブリックコメントを実施している。

### 【参考】 平成27年度の評価替えに関する今後の事務の予定表

#### 【平成26年度】

- 5月 東日本大震災による損壊家屋に係る修繕後の評価について(通知)(家屋)  
基準地、標準地に関する調査検収(土地)
- 6月 告示及び通知(評点基準表等(家屋))  
指定市町村の基準地価格に関する調整(土地)  
基準地価格内示(宅地、田、畠、山林)(6月～8月に調整)(土地)
- 7月 市街化区域農地の標準的造成費通知(土地)  
ゴルフ場用地の平均的造成費等通知(土地)
- 9月 地方財政審議会固定資産評価分科会
  - ・基準地価格、経過措置(案)(土地)
  - ・再建築費評点補正率(案)等(家屋)
  - 指定市町村基準地価格通知(土地)
- 10月 意見公募(経過措置(案)(土地)、再建築費評点補正率(案)等(家屋))
- 11月 告示及び通知(経過措置(土地)、再建築費評点補正率等(家屋))
- 1月 (平成27年度に係る賦課期日)
- 2月 平成27年度分の提示平均価額の通知(土地)

